

特定随意契約の手續に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第3号及び第4号並びに芦屋市契約規則(昭和62年芦屋市規則第6号)第18条の2各号の規定に基づき随意契約(以下「特定随意契約」という。)を締結する場合の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(契約締結前の手續)

第2条 特定随意契約により契約を締結しようとする課かいの長は、契約締結予定日の1月前までに、別紙特定随意契約通知書(様式第1号)により、契約の件名、内容、相手方の決定方法、相手方の名称及び締結予定日について、契約主管課長に通知しなければならない。

2 契約主管課長は、前項の通知を受けたときは、契約主管課の窓口において閲覧により公表するほか、芦屋市ホームページの入札・契約情報コーナーに掲載するものとする。

(契約締結後の手續)

第3条 特定随意契約により契約を締結した課かいの長は、契約締結後遅滞なく別紙特定随意契約結果報告書(様式第2号)により、契約の件名、内容、相手方の名称、相手方とした理由及び契約締結日について、契約主管課長に報告しなければならない。

2 契約主管課長は、前項の報告を受けたときは、契約主管課の窓口において閲覧により公表するほか、芦屋市ホームページの入札・契約情報コーナーに掲載するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、特定随意契約の手續に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年3月1日から施行する。

2 芦屋市契約規則の一部を改正する規則(平成20年芦屋市規則第2号)の施行日以前に契約準備行為を開始した政令第167条の2第1項第3号により契約を締結すべき案件に関し、各課かいにおいて設置した業務委託等業者選定委員会委員長の同意を得た案件については、この要領によるものとする。

この場合、第2条に規定する契約課長への通知の時期については、「契約締結予定日の1月前までに」とあるのを「委員長の同意後すみやかに」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

様式 1 号

特定随意契約通知書 (課)

件 名	内 容	決 定 方 法	名 称	締結予定日
(例 1) 〇〇〇公園除草業務委託	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇公園の芝生の雑草の除去及び周辺植樹部分の下草刈 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に所在し、円滑に業務の履行が行えること。 臨時的かつ短期の就労(雇用を除く。)を希望する高年齢者、退職者のために組織的に就業の機会を確保し、提供する業務を行っていること。 本市と契約実績があり、履行状況が良好であること。 	芦屋市シルバー人材センター	平成 20 年 4 月 1 日
(例 2) 〇〇〇公園清掃業務委託	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇公園の清掃及び公園周囲の低木の葉刈 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に所在し、円滑に業務の履行が行えること。 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する事業を行っていること。 本市と契約実績があり、履行状況が良好であること。 	芦屋みどり福祉作業所	平成 20 年 4 月 1 日

契約締結予定日の 1 月前までに契約検査課に提出してください。

様式 2 号

特定随意契約結果報告書

(課)

件 名	内 容	名 称	理 由	締 結 日
(例) 〇〇〇公園除草業務委託	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇公園の芝生の雑草の除去及び周辺植樹部分の下草刈 	芦屋市シルバー人材センター	契約内容は、芦屋市シルバー人材センターにおいて実施可能なものであり、高年齢者等の雇用の安定促進に寄与できるため。	平成 20 年 4 月 1 日
(例 2) 〇〇〇公園清掃業務委託	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇公園の清掃及び公園周囲の低木の葉刈 	芦屋みどり福祉作業所	契約内容は、芦屋みどり福祉作業所において実施可能なものであり、就労継続支援の促進に寄与できるため。	平成 20 年 4 月 1 日

契約締結後遅滞なく、契約検査課に提出してください。